




様式第16号(第12条関係)

令和3年 4月23日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市山本町辻333番地 1
	団体又は法人の名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
	代表者氏名	理事長 白川 良三
	電話番号	0875-63-1501



### 地域内分権推進交付金実績報告書

令和2年 4月30日付け三政地第106号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

#### 記

1 実績報告額 9,361,032円

#### 2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

令和2年度事業報告書  
(令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日)

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

## 1. 事業の成果

### (1) 全体評価

令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策に明け暮れた1年であった。公民館を中心とした地域活動や各種団体が行っている活動との住み分けを行いながら、町民のためになる活動を定着させることを目指していたが、多くの事業を中止せざるを得なくなる状況が続いたまま年度の終了を迎えることとなった。

ただ、その中でも、今後の活動に向けた布石を打つことはできた。認知症予防対策としての次なるステップへの準備、対外活動が出来ない状況の山本幼稚園との関係構築、新しく契約予定の農園活動の準備、知行寺山登山道整備のための調査、小学校のプログラミング学習開始に対応した活動の準備などの様々な取組みを、コロナ後の社会における新しい活動スタイルの礎としていく。

来年度も、感染予防対策を最大限実施しながら、活動内容についてはゼロベースで再構築することとし、住民のために「何が出来るのか、何をすればよいのか」を常に中心に据えつつ、持続可能な活動を目指していきたい。

### (2) 重点事業の成果

#### ①健康推進事業

地域住民、特に高齢者を対象とした事業が中心であったこともあり、ほとんどの事業が中止に追い込まれた。今後は、オレンジカフェの新しい形を模索するとともに、健康長寿体操の進化バージョンとしての「健康寿命の延伸」を中心に据えた活動を実施していきたい。

#### ②自主防災会支援事業

実施できなかった防災訓練に代え、パンフレット「大雨による水害に備えよう!!」を町内各戸に配布するとともに、令和3年度の各自治会長宛に配布するために冊子「地震防災」を用意した。また、昨年を引き続き、防災行政との意見交換会を実施し、各自主防災会関係者と共に意見交換を行った。

#### ③魅力あふれる地域づくり/魅力発信事業

野外活動がメインの事業を中心に実施した。貸し農園として維持してきたぼたん市民農園は利用者を増やすことができず、来年度の土地契約終了時に返却し、新たな場所で耕作放棄地利用活動として事業展開することとした。竹林会議は、人を呼び込むための活動に向け、竹テントの作成やタケノコ掘りのための整備を進めつつ、イベントを1回実施できた。

### (3) 移譲業務他

住民と直に接することは少なかったが、電話での問い合わせにもしっかりと対応することができた。自治会、地区衛生の事務局としても臨機応変に対応し、全般的には、つつがなく移譲業務を執行できた。

2. 平成2年4月～令和3年3月個別事業報告書

(1)

事業名	健康推進事業（健康長寿体操教室）			
事業内容	4年前に作成した「健康長寿体操」を普及させるため、毎月2回健康長寿体操教室を開催予定であったが、新型コロナウイルス対策のため、4～6月の教室は中止とした。 また、7月より再開したが、市内に新型コロナウイルス感染者がでたことを受けて、1回で中止とした。8月以降も中止している。			
実施日時	毎月第2・第4水曜日 14:00～15:30			
実施場所	山本町農村環境改善センター2階和室			
参加者・受益者	参加者 (延人数 9人)			
役務提供者	講師、会員、事務局 (実人数 2人) (※延人数 11人)			
決算額	収入額	24,428円	支出額	24,428円
	内訳 受取交付金	24,428円	内訳 諸謝金	8,500円
			通信運搬費	10,248円
			消耗品費	5,680円

(2)

事業名	健康推進事業（グランドゴルフ親睦大会「理事長杯」）			
事業内容	4地区の住民交流と、健康の保持増進を目的としたグランドゴルフ親睦大会「理事長杯」の開催を年2回予定していたが、8月のサマーナイター大会は新型コロナウイルス対策のため中止した。1月の初打ち大会も申込締切後、クラスターが発生した為、中止した。 また、他の団体主催の大会に用具の貸出しを行った。			
実施日時				
実施場所				
参加者・受益者	参加者 (延人数 人)			
役務提供者	講師、会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 0人)			
決算額	収入額	7,300円	支出額	7,300円
	内訳 受取交付金	7,300円	内訳 消耗品費	7,300円

(3)

事業名	健康推進事業（まちづくり推進隊理事長杯ペタンク大会）			
事業内容	高齢者の健康保持増進を図り、地域住民相互の交流を深めることを目的として、ペタンク大会（まちづくり推進隊山本理事長杯）を企画したが、新型コロナウイルス感染防止対策のため直前に中止とした。 また、練習・他の大会参加用に用具の貸出しを行なった。			
実施日時				
実施場所				
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 人)			
役務提供者	長寿会連合会、会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 0人)			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	0円

(4)

事業名	健康推進事業（いきいき健康教室）			
事業内容	本人・家族・地域が幸せになり、健康でいきいきと暮らせる町を目指して、NPO法人三豊市総合型地域文化スポーツクラブの協力を得て計画したが、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止とした。			
実施日時				
実施場所				
参加者・受益者	山本町住民	(延人数	人)	
役務提供者		(実人数	人)	
		(※延人数	0人)	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	0円

(5)

事業名	健康推進事業（健康長寿茶話会）			
事業内容	健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目的に、ミニ講話約30分＋茶話会約60分の内容、全10回で企画する予定だったが、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止とした。			
実施日時				
実施場所				
参加者・受益者	山本町住民	(延人数	人)	
役務提供者		(実人数	人)	
		(※延人数	0人)	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	0円

(6)

事業名	高齢者生活サポート事業（オレンジカフェ共催及び研修）			
事業内容	一昨年度開設された「オレンジかふえやまもと」を共催として支援するとともに、支援スタッフの増員及びレベルアップを目指して活動する予定だったが、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止となった。 また、三豊市健康福祉部介護保険課の野島正光氏を講師に招き「認知症カフェ勉強会」を開催した。			
実施日時	9月18日(金)			
実施場所	山本町保健センター2階			
参加者・受益者	参加者			
役務提供者	講師、会員、事務局	(実人数	16人)	
		(※延人数	16人)	
予算額	収入予定額	5,100円	支出額	5,100円
	内訳 受取交付金	5,100円	内訳 食糧費	2,430円
			通信運搬費	2,670円

(7)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（天神山ふれあいの森遊歩道整備）			
事業内容	財田西老人会、財田西有志、まちづくり推進隊会員で天神山遊歩道の整備を行った。7月は新型コロナウイルス対策のため中止した。その為11月と2月は、はみ出した木の伐採、落ち葉掃きを実施した。			
実施日時	11/21（土） 2/20（土）			
実施場所	天神山ふれあいの森（遊歩道）			
参加者・受益者	山本町住民（延人数 31人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 人） （※延人数 33人）			
決算額	収入額	40,850円	支出額	40,850円
	内訳 受取交付金	40,850円	内訳 食糧費	4,860円
			消耗品費	35,990円

(8)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（貸し農園「ぼたん市民農園」）			
事業内容	休耕田の有効活用を目的に「ぼたん市民農園」を開園している。農地利用者は2名だった（5000円×2名）。農園契約は2021年7月31日までだが、更新はせず、今年度中に返却のための片付けを行った。 1/4農園倉庫片付け、1/13農園倉庫移動準備、1/15農園倉庫移動、2/20農園花崗土の撤去・移動。			
実施日時	通年			
実施場所	ぼたん市民農園			
参加者・受益者	山本町住民（延人数 2人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 15人） （※延人数 20人）			
決算額	収入額	40,998円	支出額	40,998円
	内訳 受取交付金	30,998円	内訳 地代家賃	10,000円
	受取負担金	10,000円	諸謝金	23,050円
			消耗品費	7,948円

(9)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（未契約区画利用活動）			
事業内容	貸し農園「ぼたん市民農園」の維持管理のため、契約の無い18区画の有効利用として野菜の苗植え、収穫を行った。今年も、未利用区画の有効活用のため、さつまいも収穫祭を行った。収穫祭に向けては、さつまいもや落花生の栽培を行っている。			
実施日時	4/20ジャガイロ株分け、5/7整備、5/18サツマイモ苗植え、5/30マメ収穫、6/15ジャガイロ収穫、6/22サツマイモツル挿し、7/17イノシシネット張り、9/13・26収穫祭準備作業、9/27さつまいも収穫祭、10/16芋掘り			
実施場所	ぼたん市民農園			
参加者・受益者	山本町住民他（延人数 55人）			
役務提供者	会員、事務局、地域おこし協力隊（実人数 60人） （※延人数 115人）			
決算額	収入額	54,322円	支出額	54,322円
	内訳 受取交付金	41,622円	内訳 消耗品費	43,448円
	受取負担金	12,700円	印刷製本費	8,690円
			保険料	2,184円

(10)

事業名	健全育成事業（竹細工教室）			
事業内容	平成29年度から「竹」をテーマにした事業を立ち上げ、今年度も山本小学校の子どもたちを対象に、「竹」に興味を持ってもらうことを目的に「竹細工教室」を開催する予定だったが、新型コロナウイルス対策のため中止とした。			
実施日時				
実施場所				
参加者・受益者	（延人数 人）			
役務提供者	（実人数 人） （※延人数 0人）			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	0円

(11)

事業名	里山整備事業（ぼだい山登山道の整備）			
事業内容	山本町の自然を保護し、有効活用するため里山（ぼだい山）の整備活動を行った。定期的に登山し、景観や登山道の整備を「ぼだい山里山愛好会」が中心となり実施した。2月には辻社協と合同で、登山道の整備登山を行い、老朽化したベンチを作り直した。			
実施日時	4/4草刈り、枯れ木除去、5/29・30登山口整備、桜の草刈り、6/9桜の草刈り、10/7桜の草刈り、1/30桜の草刈り、2/7登山道草刈り、2/13登山道草刈り、頂上ベンチ整備			
実施場所	山本町辻地区ぼだい山			
参加者・受益者	山本町民・登山愛好者・辻地区社協 <span style="float: right;">（延人数 33人）</span>			
役務提供者	会員、事務局、辻地区社協 <span style="float: right;">（実人数 人） （※延人数 33人）</span>			
決算額	収入額	17,494円	支出額	17,494円
	内訳 受取交付金	17,494円	内訳 消耗品費	15,788円
			内訳 食糧費	1,706円

(12)

事業名	里山整備事業（立石山登山道の整備）			
事業内容	平成25年度からの継続事業であり、登山道の急峻で危険な箇所やすべりやすい箇所にステップや手摺ロープを設置してきた。今年度は、従来より実施している草刈りや落葉掻きと共に、登山ポストと看板を設置した。			
実施日時	6/4(火)打合せ、6/5(水)ポスト設置、6/16(木)ポスト看板設置 11/15(日)立石山整備			
実施場所	山本町神田地区立石山			
参加者・受益者	山本町民・登山愛好者 <span style="float: right;">（延人数 47人）</span>			
役務提供者	会員、事務局、地域おこし協力隊、 <span style="float: right;">（実人数 人） （※延人数 50人）</span>			
決算額	収入額	23,871円	支出額	23,871円
	内訳 受取交付金	23,871円	内訳 消耗品費	19,011円
			内訳 食糧費	4,860円

(13)

事業名	健全育成事業（山本幼稚園の農園運営協力活動）			
事業内容	令和2年度より開設された山本幼稚園の敷地内の農園の整備、苗植え等を行った。			
実施日時	4/27 畦立て、5/11 苗植え、7/1・6 8/26 打合せ、9/8・9 整備、9/10 苗植え、11/11 打合せ、11/12・19 整備、11/26タマネギ植付け、12/17 作業			
実施場所	山本幼稚園の農園			
参加者・受益者	山本幼稚園児（延人数 人）			
役務提供者	会員、事務局（実人数 52人） （※延人数 52人）			
決算額	収入額	42,411円	支出額	42,411円
	内訳 受取交付金	42,411円	内訳 消耗品費	42,411円

(14)

事業名	里山整備事業（知行地山登山道の調査活動）			
事業内容	財田大野地区の知行地山登山道整備を公民館が企画し、山本町の地域住民そして学校行事の一環として教育現場に取り入れて貰うための活動に向けて、現地調査を行った。			
実施日時	11/22（日）9：30～			
実施場所	山本町大野地区知行地山登山道			
参加者・受益者	山本町民・登山愛好者（延人数 26 人）			
役務提供者	会員、事務局、地域おこし協力隊、（実人数 人） （※延人数 26人）			
決算額	収入額	2,430円	支出額	2,430円
	内訳 受取交付金	2,430円	内訳 食糧費	2,430円

(15)

事業名	広報事業（山本町暮らしの情報）			
事業内容	保育所、幼稚園、小・中学校、山本町公民館、各分館等の山本町内の行事・ごみ収集日など、身近な情報をカレンダーで把握できるようにし、住民に周知することを目的に作成した。			
実施日時	4/24、5/25、6/24、7/27、8/25、9/24、10/23、11/20、12/21、1/22、2/22、3/23			
実施場所	事務所、山本支所会議室			
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）			
役務提供者	交流部会会員、事務局（実人数 54人） （※延人数 66人）			
決算額	収入額	119,900円	支出額	119,900円
	内訳 受取交付金	119,900円	内訳 消耗品費	119,900円

(16)

事業名	広報事業（広報紙の発行）			
事業内容	まちづくり推進隊山本の活動内容・アンケート結果報告・まちづくりの考え方等を町民に周知する目的で第13号・14号を発行した。			
実施日時	6/12・24打合せ 8月1日発行、11/20打合せ 令和3年1月1日発行			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）			
役務提供者	交流部会会員、事務局（実人数 17人） （※延人数 一人）			
決算額	収入額	196,900円	支出額	196,900円
	内訳 受取交付金	196,900円	内訳 印刷製本費	196,900円

(17)

事業名	魅力発信事業（やまもとICTサークル）			
事業内容	みとよAI社会推進マイズム (MAIZM) にて、IT教育に関する施設やロボットの視察・研修を行った。 ICTサークルの会合を開催した。 また、次年度以降プログラミング教室実施に備えるため、プログラミングロボット「codey rocky」7台と操作用のタブレット6台を購入した。			
実施日時	8月20日（木）マイズム見学、1月21日（木）9：30～会合			
実施場所	みとよAI社会推進機構マイズム			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 13人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 一人） （※延人数 15人）			
決算額	収入額	149,508円	支出額	149,508円
	内訳 受取交付金	149,508円	内訳 消耗品費	149,508円

(18)

事業名	魅力発信事業（山本町を考える交流会）			
事業内容	参加者を増やし、交流の輪を広げていく目的で「逆瀬池散策とみかん収穫体験」を開催した。水利組合より逆瀬池の成り立ちの説明や自然観察指導員の講師によるフィールドビンゴカードで自然観察をした後、細川さん所有のみかん山でみかんちぎりを楽しんだ。			
実施日時	12月1日（火）打合せ、12月5日（土）10：00～			
実施場所	逆瀬池の周辺とみかん畑			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 30人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 19人） （※延人数 49人）			
決算額	収入額	26,827円	支出額	26,827円
	内訳 受取負担金	7,800円	内訳 消耗品費	16,627円
	内訳 受取交付金	19,027円	内訳 諸謝金	9,000円
			内訳 保険料	1,200円



(19)

事業名	魅力発信事業（竹林会議）			
事業内容	竹林での過ごし方を提案し、竹林を拠点とする交流の場として竹林を整備した。7/23開催推進隊高瀬主催のみんなの想火で竹明かり製作の手伝いをする打ち合わせを行ったが、参加はしなかった。 平口竹材店に保管していた材料を使って平口照明氏の指導により竹テント1練を作成した。もう1練は、さぬきの輪のつどいにて作成した。			
実施日時	4/17 竹ノ掘り、4/24整備、4/28 竹ノ掘り、5/8・14・22・29・6/9・17・24整備、6/29 竹明かり打ち合わせ、7/9・10作品制作、7/28・31整備、8/28打ち合わせ、9/29・10/2・6整備、10/8クラフト工房、10/16竹ドーム製作、10/26打ち合わせ、10/27・29・11/4・5整備、11/11イベント打ち合わせ、11/30イベント予行、12/10打ち合わせ、12/11整備、1/14整備、2/11・12・25整備、2/27側溝整備、3/4・11・17・24整備、3/24さぬきの輪のつどいに参加			
実施場所	神田地区の竹林			
参加者・受益者	会員、住民	(延人数	人)	
役務提供者	講師、会員、事務局	(実人数	人) (※延人数 243人)	
決算額	収入額	215,883円	支出額	215,883円
	内訳 受取交付金	215,883円	内訳 消耗品費	75,333円
			諸謝金	20,000円
			食糧費	9,720円
			保険料	3,580円
			(備品) 機械装置	107,250円

(20)

事業名	自主防災会支援事業（防災研修会・防災講演会）			
事業内容	三豊市危機管理課 続木課長、園子防災指導員、山本支所 田中支所長をお迎えし、「第2回防災行政と自主防災会等の意見交換会」を開催した。河内地区自主防災会、庵下自治会からも参加があり、15名で、様々な意見交換を行った。 また、地域の防災力向上のため、毎年度初めに、新任の自治会長に冊子「地震防災」を配布するための準備として200冊を購入した。			
実施日時	11月17日（火）			
実施場所	山本支所2階会議室			
参加者・受益者	山本町民、三豊市危機管理課、三豊市山本支所	(延人数	14人)	
役務提供者	会員、事務局、地区自主防災会、 三豊市危機管理課、三豊市山本支所、	(実人数	人) (※延人数 15人)	
決算額	収入額	133,375円	支出額	133,375円
	内訳 受取交付金	133,375円	内訳 印刷製本費	133,375円

(21)

事業名	危機管理事業（災害に強いまちづくり「防災訓練」訓練用資器材貸出）		
事業内容	新型コロナウイルス感染防止対策のため、毎年実施している水防訓練を中止し、地域防災情報のプリントを作成し、9月の広報と一緒に全戸配布した。 また、防災訓練等の運営を円滑に実行するために、トランシーバー（イヤホンマイク付）4台セットを購入した。		
実施日時	7/9・15・16・22 打合せ		
実施場所	会議室		
参加者・受益者	会員、住民 (延人数 人)		
役務提供者	講師、会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 12人)		
決算額	収入額	115,500円	支出額 115,500円
	内訳 受取交付金	115,500円	内訳 印刷製本費 78,100円
			消耗品費 37,400円

(22)

事業名	危機管理事業（応急救護所設置）		
事業内容	まるみプラン実行委員会主催の、宝山湖公園ウォーキングとお花見ウォーキングにて応急救護所を開設した。		
実施日時	11/21 9:00～、3/27 9:00～		
実施場所	宝山湖公園、山本町河川敷公園		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 人)		
役務提供者	会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 4人)		
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 0円

(23)

事業名	人材育成事業（活動参加仕組み作り）		
事業内容	まちづくり活動に参加し易い環境作りとして、会員が気楽に楽しみながら参加できる仕組み作りを継続して実施した。 また、主催・共催行事実施の際に、スタッフが着用するための貸し出し用のキャップとジャケットを購入した。		
実施日時	通年		
実施場所	山本町		
参加者・受益者	会員、住民 (延人数 18 人)		
役務提供者	事務局 (実人数 人) (※延人数 人)		
決算額	収入額	220,320円	支出額 220,320円
	内訳 受取交付金	220,320円	内訳 諸謝金 54,000円
			消耗品費 166,320円

(24)

事業名	会員研修事業（視察研修）			
事業内容	まちづくりに対する知識の習得のため、勉強会（視察研修）を企画し会員のまちづくり活動のレベルアップを図る目的だったが、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止とした。			
実施日時	通年			
実施場所	山本町			
参加者・受益者	会員、住民	(延人数	人)	
役務提供者	事務局	(実人数	人)	
		(※延人数	0人)	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	0円

(25)

事業名	人材育成事業（プチボラ人材派遣活動）			
事業内容	今年度前半は、派遣依頼されていた行事が新型コロナウイルス感染症対策のため中止になった。後半の宝山湖公園ウォーキング救護員、支所総合消防訓練指導員、お花見ウォーキング救護員の派遣を行った。			
実施日時	11/21（土）、12/15（火）、3/27（土）			
実施場所	宝山湖公園、山本支所、山本町河川敷公園			
参加者・受益者	会員、住民	(延人数	人)	
役務提供者	講師、会員、事務局	(実人数	人)	
		(※延人数	3人)	
決算額	収入額	9,000円	支出額	9,000円
	内訳 受取交付金	9,000円	内訳 諸謝金	9,000円

(26)

事業名	高齢者生活サポート事業（元気会送迎支援活動）			
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で健康を維持し、生きがいを見つけて生涯現役として活動できるように、「思いやり」のある明るいまちづくりを推進し、交通弱者を支援する目的で企画したが、新型コロナウイルス感染対策のため元気会が開催されなかった。			
実施日時	通年			
実施場所	山本町			
参加者・受益者	会員、住民	(延人数	人)	
役務提供者	事務局	(実人数	人)	
		(※延人数	0人)	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	0円

## (27) 移譲業務

事業名	公共施設管理		
事業内容	消耗品等の補充、及び農業振興課・健康課と協議して軽微な修繕を行った。		
実施日時	4月～12月		
実施場所	山本町保健センター、老人ふれあいプラザ、山本町農村環境改善センター		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (※延人数 一人)		
決算額	収入額	99,311円	支出額 99,311円
	内訳 受取交付金	99,311円	内訳 消耗品費 99,311円

## (28) 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会山本支部事務局		
事業内容	三豊市自治会連合会山本支部総会は書面議決を行った。 広報「みとよ」等配布手配に関するを行った。(月末前日)		
実施日時	通年		
実施場所	—		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (※延人数 一人)		
決算額	収入額	300,000円	支出額 300,000円
	内訳 受取交付金	300,000円	内訳 支払助成金 300,000円
			5,000円×60自治会
	※三豊市自治会連合会山本支部(別会計)として事業を実施		

## (29) 移譲業務

事業名	三豊市地区衛生組織連合会山本支部事務局		
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会山本支部に関する事務を行った。(役員会、クリーン作戦、紙ひも・ごみ袋配布、ごみ収集所補助金受付・交付、ダンボールコンポスト受付配布等)		
実施日時	通年		
実施場所	山本町内		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (※延人数 一人)		
決算額	収入額	一円	支出額 一円
	※三豊市地区衛生組織連合会山本支部(別会計)として事業を実施		

## (30) 移譲業務

事業名	その他の移譲業務			
事業内容	グリーンパトロールの窓口、イベント用品貸出しに関する事務等を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	山本町内			
参加者・受益者	山本町住民	(延人数	一人)	
役務提供者	事務局	(実人数	2人)	
		(※延人数	人)	
決算額	収入額	一円	支出額	一円
	内訳 受取交付金		内訳	円

※延人数の積算 = (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載

### 3、総会、代議員会、理事会等の開催状況

会 議 名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本通常総会		
開 催 日 時	令和2年 4月23日 14時～14時30分	出席状況	8人 (委任状47人)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成31年度事業報告・決算報告について 第3号議案 令和2年度事業計画（案）・収支予算（案）について		

会 議 名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和2年 4月8日 19時～21時15分	出席状況	理事 9人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成31年度事業報告及び収支決算について 第3号議案 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 第4号議案 令和2年度総会実施方法について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和2年 7月1日 19時～21時05分	出席状況	理事 12人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和3年以降の事業計画について 第3号議案 職員給与について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和2年 8月6日 19時～20時	出席状況	理事 9人 (委任状2通) 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 第一四半期会計報告について 第3号議案 活動結果報告について 第4号議案 令和3年度以降の事業計画について 第5号議案 事務局員の研修について 第6号議案 理事の退任について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和2年 9月16日 19時～20時50分	出席状況	理事 10人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 第一四半期会計報告について 第3号議案 令和3年度事業計画/予算（安）について 第4号議案 リモート会議への対応について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和2年 10月22日 19時～19時50分	出席状況	理事 7人 （委任状3通） 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和2年度上半期会計報告について 第4号議案 令和3年度事業計画/予算（安）について 第5号議案 令和2年度活動提案書（安）について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和2年 12月16日 19時～20時10分	出席状況	理事 9人 （委任状2通） 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和2年度事業計画予算変更について 第4号議案 中期活動計画策定について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 1月26日 19時～20時10分	出席状況	理事 10人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 第三四半期会計報告について 第4号議案 令和3年度事業計画について 第5号議案 中期活動計画策定について 第6号議案 令和2年度事業計画予算変更について		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 2月24日 19時～21時	出席状況	理事 11人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和2年度事業報告について 第4号議案 令和3年度事業計画について 第5号議案 中期活動計画策定について 第6号議案 令和2年度事業計画変更について		

会 議 名	第9回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 3月10日 19時～20時	出席状況	理事 11人 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 事務局員の雇用について 第3号議案 活動結果報告について 第4号議案 令和2年度事業計画変更について 第5号議案 令和3年度事業計画について 第6号議案 中期活動計画策定について		

会 議 名	第10回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和3年 3月24日 19時～20時	出席状況	理事 10人 (委任状1通) 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和2年度事業計画変更について 第4号議案 令和2年度事業報告について 第5号議案 令和3年度事業計画/予算について 第6号議案 令和3年度総会について		



様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
代表者氏名 理事長 近藤 雅春 様

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和3年4月7日

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

監事 岩本忠博 

監事 秋山 章裕 

これは、決算監査報告書の原本に相違ありません。

香川県三豊市山本町辻333番地1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理事長 白川 良三



# 決算報告書

## 第9期

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1



# 貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
全事業所

[税込] (単位:円)  
令和3年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		前受交付金	1,388,968
小口 現金	30,000	預り金(源泉所得税)	27,990
普通 預金	1,436,838	流動負債 計	1,416,958
現金・預金 計	1,466,838	<b>負債合計</b>	<b>1,416,958</b>
流動資産合計	1,466,838	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
<b>【固定資産】</b>		<b>【正味財産】</b>	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	856,963
構 築 物	44,093	当期正味財産増減額	△121,678
車両運搬具	1	正味財産 計	735,285
機械及び装置	283,279	<b>正味財産合計</b>	<b>735,285</b>
什器 備品	358,032		
有形固定資産 計	685,405		
固定資産合計	685,405		
<b>資産合計</b>	<b>2,152,243</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>2,152,243</b>

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
全事業所

【税込】（単位：円）  
令和 3年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

（現金・預金）

小口 現金 30,000

普通 預金 1,436,838

現金・預金 計 1,466,838

流動資産合計 1,466,838

### 【固定資産】

（有形固定資産）

構 築 物 44,093

車両運搬具 1

機械及び装置 283,279

什器 備品 358,032

有形固定資産 計 685,405

固定資産合計 685,405

資産の部 合計 2,152,243

## 《負債の部》

### 【流動負債】

前受交付金 1,388,968

預り金（源泉所得税） 27,990

流動負債 計 1,416,958

負債の部 合計 1,416,958

正味財産 735,285

# 活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日

## 【経常収益】

### 【受取助成金等】

受取負担金	30,500	
受取交付金	<u>9,361,032</u>	9,391,532

### 【事業収益】

事業 収益		9,724
-------	--	-------

### 【その他収益】

受取 利息		<u>23</u>
-------	--	-----------

経常収益 計

9,401,279

## 【経常費用】

### 【事業費】

#### (人件費)

人件費計	<u>0</u>	
------	----------	--

#### (その他経費)

諸 謝 金(事業)	123,550	
印刷製本費(事業)	417,065	
通信運搬費(事業)	12,918	
消耗品 費(事業)	841,975	
食 糧 費(事業)	26,006	
地代 家賃(事業)	10,000	
減価償却費(事業)	139,780	
保 険 料(事業)	6,964	
支払助成金	<u>300,000</u>	

その他経費計

1,878,258

事業費 計

1,878,258

## 【管理費】

#### (人件費)

給料 手当	4,749,266	
役員 報酬	664,000	
役員議事報償費	339,000	
法定福利費	751,959	
福利厚生費	<u>14,300</u>	
人件費計	<u>6,518,525</u>	

#### (その他経費)

印刷製本費	93,519	
会 議 費	48,600	
研 修 費	15,000	
車両燃料費	15,584	
通信運搬費	269,699	
消耗品 費	139,271	
修 繕 費	36,160	
水道光熱費	37,200	
新聞図書費	5,060	
減価償却費	186,895	
保 険 料	149,550	
リース 料	104,976	

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日

租税 公課	11,700	
業務委託料	12,960	
その他経費計	1,126,174	
管理費 計		7,644,699
経常費用 計		9,522,957
当期経常増減額		△121,678
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		△121,678
当期正味財産増減額		△121,678
前期繰越正味財産額		856,963
次期繰越正味財産額		735,285

# 損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
全事業所

[税込] (単位:円)  
自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日

## 【経常収益】

### 【受取助成金等】

受取負担金 30,500  
受取交付金 9,361,032

### 【事業収益】

事業 収益 9,724

### 【その他収益】

受取 利息 23

経常収益 計 9,401,279

## 【経常費用】

### 【事業費】

#### (人件費)

人件費計 0

#### (その他経費)

諸 謝 金(事業) 123,550

印刷製本費(事業) 417,065

通信運搬費(事業) 12,918

消耗品 費(事業) 841,975

食 糧 費(事業) 26,006

地代 家賃(事業) 10,000

減価償却費(事業) 139,780

保 険 料(事業) 6,964

支払助成金 300,000

その他経費計 1,878,258

事業費 計 1,878,258

### 【管理費】

#### (人件費)

給料 手当 4,749,266

役員 報酬 664,000

役員議事報償費 339,000

法定福利費 751,959

福利厚生費 14,300

人件費計 6,518,525

#### (その他経費)

印刷製本費 93,519

会 議 費 48,600

研 修 費 15,000

車両燃料費 15,584

通信運搬費 269,699

消耗品 費 139,271

修 繕 費 36,160

水道光熱費 37,200

新聞図書費 5,060

減価償却費 186,895

保 険 料 149,550

リース 料 104,976

# 損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本  
全事業所

[税込] (単位:円)  
自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日

租税 公課	11,700	
業務委託料	12,960	
その他経費計	1,126,174	
管理費 計		7,644,699
経常費用 計		9,522,957
当期経常増減額		△121,678
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		△121,678
当期正味財産増減額		△121,678
前期繰越正味財産額		856,963
次期繰越正味財産額		735,285



令和2年度事業別決算書(まちづくり推進隊山本)

単位:円

個別事業報告書No.				27	28	1~5	6・26	17~19	7~9	10・13	11・12・14	15・16	24	20	21・22	23・25	
	全事業合計	事務局費	カレンダー 事務局販売	公共施設管理	交通安全	自治会連合会	健康推進事業	高齢者サポート 事業	魅力発信事業	魅力あふれる地 域づくり事業	健全育成事業	里山整備事業	広報事業	会員研修事業	自主防災会支援 事業	危機管理事業	人材育成事業
収支差額(翌年度繰越額)(X)=A-H	49,980	40,158	9,724														
予算額	11,487,000	7,937,000		300,000	20,000	300,000	529,000	180,000	405,000	296,000	110,000	70,000	330,000	380,000	140,000	190,000	300,000

収入の部

受取負担金	30,500								7,800	22,700							
受取補助金																	
受取助成金																	
受取寄付金																	
受取利息	23	23															
事業収益	9,724		9,724														
受託事業収益																	
その他事業収益																	
雑収益																	
前年度繰越額	40,133	40,133															
受取交付金 (地域内分権推進交付金)	9,361,082	7,545,804		99,311		300,000	31,728	5,100	384,418	113,470	42,411	43,795	316,800		133,375	115,500	229,320
収入合計(A)	9,441,412	7,585,960	9,724	99,311		300,000	31,728	5,100	392,218	136,170	42,411	43,795	316,800		133,375	115,500	229,320

支出の部

役員報酬	664,000	664,000															
役員議事報酬費	339,000	339,000															
給料手当	4,749,266	4,749,266															
アルバイト給料																	
法定福利費	751,959	751,959															
福利厚生費	14,300	14,300															
人件費合計(B)	6,518,525	6,518,525															
諸謝金	123,550					8,500		29,000	23,050								63,000
旅費交通費																	
研修費	15,000	15,000															
会議費	48,600	48,600															
消耗品費	981,246	139,271		99,311		12,980		241,468	87,386	42,411	34,799	119,900				37,400	166,320
新聞図書費	5,060	5,060															
車両費																	
車両燃料費	15,584	15,584															
施設燃料費																	
食糧費	26,006							2,430	9,720	4,860		8,996					
印刷製本費	510,584	93,519											196,900		133,375	78,100	
水道光熱費	37,200	37,200															
修繕費	36,160	36,160															
賄材料費																	
通信運搬費	262,617	269,699				10,248	2,670										
広告宣伝費																	
支払手数料																	
保険料	166,514	149,550							4,780	2,184							
業務委託費	12,960	12,960															
賃借料																	
リース料	104,976	104,976															
支払助成金	300,000				300,000												
地代家賃	10,000									10,000							
租税公課	11,700	11,700															
減価償却費(C)	328,675	186,895							14,925		9,700		38,860			76,275	
その他の支出 合計(D)	3,004,432	1,126,174		99,311		300,000	31,728	5,100	299,893	136,170	42,411	53,495	316,800	38,880	133,375	191,775	229,320
支出総計(E)=B+D	9,522,957	7,644,699		99,311		300,000	31,728	5,100	299,893	136,170	42,411	53,495	316,800	38,880	133,375	191,775	229,320
減価償却費を除く支出合計(F)=E-C	9,196,282	7,457,804		99,311		300,000	31,728	5,100	284,968	136,170	42,411	43,795	316,800		133,375	115,500	229,320
当事業年度内に購入した資産など(G)	195,250	88,000								107,250							
当事業年度支出総額(H)=F+G	9,391,532	7,545,804		99,311		300,000	31,728	5,100	392,218	136,170	42,411	43,795	316,800		133,375	115,500	229,320

## 全 役 員 名 簿

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	近藤 雅春	三豊市山本町神田959番地3	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
副理事長	藤田 等	三豊市山本町財田西1183番地1	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
副理事長	白川 良三	三豊市山本町河内3157番地1	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
理事	橋田 正敏	三豊市山本町辻4251番地3	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	永田 剛之	三豊市山本町辻3426番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	細川 恵美子	三豊市山本町河内1310番地1	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	獅々堀 英明	三豊市山本町河内139番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	山川 英俊	三豊市山本町大野329番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	高橋 寛栄	三豊市山本町大野2706番地1	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	片山 幸男	三豊市山本町財田西212番地11	令和2年4月1日～ 令和2年8月31日	なし
理事	田淵 暁	三豊市山本町大野2030番地2	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	岩倉 道夫	三豊市山本町神田2960番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	近藤夕ミ子	三豊市山本町神田1459番地4	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
理事	片桐 淳一	三豊市山本町神田3991番地2	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	なし
監事	岩本 忠博	三豊市山本町河内1000番地8	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
監事	秋山 章裕	三豊市山本町辻1914番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日

# 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 16人以内
  - (2) 監事 2人以上 5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。



- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 一般会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	等
副理事長	圖子	鎮雄
副理事長	近藤	雅春
理事	岩倉	道夫
同	中西	克人
同	永田	剛之
同	藤原	啓子

同	藤田 穂
同	藤川 香織
同	小野 洋二
同	高橋 寛栄
同	森 善四郎
同	近藤 クミ子
同	岩本 忠博
監事	秋山 章裕
同	白川 晶弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは、当法人の定款である。

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理 事 長 白 川 良 三

